

建設工事に係る江別市競争入札参加資格格付けについて

江別市では、江別市競争入札参加資格（工事）のうち、土木、建築、管、水道施設の4工種について、評定数値に基づいた等級格付けを行っています。

格付けは毎年度の末までに行なわれ、翌年度から1年間適用されます。

なお、格付けに使用する評定数値は、下記1、2の客観的要素の評定数値と主観的要素の評定値の総合点で決定されます。

記

1 客観的要素の評定数値

毎年1月1日を審査基準日とした「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の総合評定値P点を用います。

2 主観的要素の評定数値

下記評定項目（2）～（5）については、江別市競争入札参加資格審査本登録申請時に申告が必要となります。（評定項目（2）～（5）については市内業者（本社、本店、受任先を江別市に置く者）のみ対象）

なお、申告書の提出、申告書に申告事項の記載がない場合は、加点されません。

【主観的要素評定項目】

評定項目	概要、付与点数	加点対象者	登録時申告																
(1) 工事成績	<p>本市発注工事のうち、1月1日から12月31日までの1か年とする直前2か年に竣工した工事の工事施工成績に係る評定数値の平均により、下記のとおり加点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評点平均</th> <th>付与点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91点以上</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>86点～90点</td> <td>50点</td> </tr> <tr> <td>81点～85点</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td>76点～80点</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>71点～75点</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>66点～70点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>65点以下</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評点平均	付与点数	91点以上	60点	86点～90点	50点	81点～85点	40点	76点～80点	30点	71点～75点	20点	66点～70点	10点	65点以下	0点	全業者	不要
評点平均	付与点数																		
91点以上	60点																		
86点～90点	50点																		
81点～85点	40点																		
76点～80点	30点																		
71点～75点	20点																		
66点～70点	10点																		
65点以下	0点																		
(2) 主たる営業所の所在地	<p>主たる営業所（本社・本店）の所在地が江別市内である者</p> <p style="text-align: right;">付与点数 20点</p>	市内業者※のみ	要 (添付書類不要)																

<p>(3) 若年技術者・女性技術者の雇用</p> <p>※対象となる国家資格等については、別表1参照</p> <p>審査基準日：R3.1.1</p>	<p>3年以上雇用している格付対象工種の監理技術者または主任技術者となり得る国家資格等を有する技術者について、若年者の雇用（35歳未満）または女性の雇用がある場合、下記のとおり加点</p> <table border="1" data-bbox="512 392 1042 499"> <thead> <tr> <th></th> <th>35歳未満</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監理技術者</td> <td>5点/1人</td> <td>5点/1人</td> </tr> <tr> <td>主任技術者</td> <td>3点/1人</td> <td>3点/1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※35歳未満かつ女性の場合は、両項目で加点 ※江別市内に登録する営業所（本社・本店または受任先）に勤務する者のみ加点 ※同一資格が格付対象工種に複数該当する場合は、それぞれの工種で加点 ※技術者一人が一工種で複数の資格を持つ場合でも、加点対象は一工種につき一資格のみ</p>		35歳未満	女性	監理技術者	5点/1人	5点/1人	主任技術者	3点/1人	3点/1人	<p>市内業者※のみ</p>	<p>要 (添付書類必要)</p>
	35歳未満	女性										
監理技術者	5点/1人	5点/1人										
主任技術者	3点/1人	3点/1人										
<p>(4) 災害時協力協定の締結</p> <p>審査基準日：R3.1.1</p>	<p>江別市と災害時協力協定、または江別市水道事業に係る「災害時における応急措置等の協力に関する協定」を締結している者及び同協定を締結している団体等の構成員である者</p> <p>付与点数 10点</p>	<p>市内業者※のみ</p>	<p>要 (添付書類不要)</p>									
<p>(5) 障がい者の雇用</p> <p>審査基準日：R3.1.1</p>	<p>江別市内に登録する営業所（本社、本店、受任先）で法定雇用率を超えて障がい者を雇用している者</p> <p>付与点数 超過している1人につき5点</p> <p>※障がい者雇用状況の報告義務のある事業主においては、法定雇用率を超える障がい者の雇用をしている者 ※報告義務のない事業主においては、障害者雇用促進法に定める基準に該当する障がい者の雇用をしている者</p>	<p>市内業者※のみ</p>	<p>要 (添付書類必要)</p>									
<p>(6) 健康経営への取組</p> <p>審査基準日：R3.1.1</p>	<p>日本健康会議の健康経営優良法人の認定を受けている者</p> <p>付与点数 3点</p> <p>※審査基準日において次年度における健康経営優良法人認定に申請がなされており、認定後速やかに認定書の写しが提出できる者に加点します。（提出がされなかった場合には加点が無効となり、格付内容が変更となる場合があります。）</p>	<p>市内業者※のみ</p>	<p>要 (添付書類必要)</p>									

<p>(7) 保護観察対象者等の就労支援</p> <p>審査基準日：R3.1.1</p>	<p>札幌保護観察所に協力雇用主として登録しており、審査基準日の過去2か年に保護観察対象者等を雇用した実績又は保護観察対象者等を対象とした職場体験講習若しくは事業所見学会のいずれかを実施した実績がある者</p> <p>付与点数 5点</p>	<p>市内業者※のみ</p>	<p>要 (添付書類必要)</p>
--	--	----------------	-----------------------

※市内業者・・・江別市内に、本社、本店、受任先を置く者

3 格付基準

上記1及び2を基に算出された総合評定値（客観的要素評定数値（P点）+主観的要素評定数値）により、下表に対応する等級が決定します。

【格付等級対応表】

ランク	土木・建築・管、水道施設
A	800点以上
B	650点以上800点未満
C	650点未満

※新たに市内業者となった場合、初年度（工種の追加も含む）は、最下位の等級になります。また、次年度の格付等級の上昇は1等級ずつとなります。

※主観的要素評定数値の付加による等級の上昇については、客観的要素評定数値（P点）のみで算出した場合の等級より1等級上位までとなります。

※決定した等級については、申出により降格することができます。

4 申告に係る提出書類について

市内業者で、主観的要素の評定項目について申告をする場合は、江別市競争入札参加資格審査登録申請時に「建設工事格付けに関する主観的要素評価項目申告書」及び必要な添付書類を提出してください。

なお、申告書の提出、申告書に申告事項の記載がない場合は、加点されません。

別表 1

監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等

資格区分		建設業の種類			
		土木	建築	管	水道施設
建設業法 (合格証明書)	1級建設機械施工技士	◎			
	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	○			
	1級土木施工管理技士	◎			◎
	2級土木施工管理技士(種別:土木)	○			○
	1級建築施工管理技士		◎		
	2級建築施工管理技士(種別:建築)		○		
	1級管工事施工管理技士			◎	
	2級管工事施工管理技士			○	
建築士法 (免許証)	1級建築士		◎		
	2級建築士		○		
技術士法 (登録証)	建設・総合技術監理(建設)	◎			
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	◎			
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	◎			
	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)			◎	
	上下水道・総合技術監理(上下水道)			◎	◎
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)			◎	◎
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎			
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎			
	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)			◎	
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)			◎	◎
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)			◎	◎
水道法 (免状)	給水装置工事主任技術者			○	
職業能力開発促進法 (合格証書)	冷凍空調和機器施工/空調和設備配管			○	
	給排水衛生設備配管			○	
	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工			○	
	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)			○	
その他	建築設備士			○	
	1級計装士			○	
	登録配管基幹技能者講習修了者			○	
	登録ダクト基幹技能者講習修了者			○	
	登録冷凍空調基幹技能者講習修了者			○	

◎：監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる。

○：主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる。